

議案第 56 号

羽曳野市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成 27 年 8 月 31 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

## 提 案 理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）の施行に伴い、個人番号の通知カード及び個人番号カードの再交付に係る手数料について規定するとともに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 25 年法律第 28 号）により住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）の一部が改正されることに伴い、住民基本台帳カードの交付に係る手数料の規定を削るため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市手数料条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

第 1 条 羽曳野市手数料条例(昭和 31 年羽曳野市条例第 30 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「別表第 17」を「別表第 18」に改める。

別表第 17 を別表第 18 とし、別表第 4 から別表第 16 を 1 表ずつ繰り下げ、別表第 3 の次に次の 1 表を加える。

別表第 4(第 2 条関係)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律関係

項	事務	単位	金額
1	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)第 7 条第 1 項に規定する通知カードの再交付	1 枚	500 円

第 2 条 羽曳野市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 5 の項及び 6 の項を削る。

別表第 4 の 1 の項中「平成 25 年法律第 27 号」の次に「。以下この表において「法」という。」を加え、同項の次に次のように加える。

2	法第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードの再交付	1 枚	800 円
---	-----------------------------	-----	-------

附 則

この条例中第 1 条の規定は平成 27 年 10 月 5 日から、第 2 条の規定は平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

羽曳野市手数料条例 新旧対照表(第1条関係)

新		旧	
(手数料を徴収する事務及び金額)		(手数料を徴収する事務及び金額)	
第2条 手数料を徴収する事務並びに手数料の単位及び金額は、別表第1から別表第18までに掲げるとおりとする。		第2条 手数料を徴収する事務並びに手数料の単位及び金額は、別表第1から別表第17までに掲げるとおりとする。	
2 省略		2 省略	
第3条～第6条 省略		第3条～第6条 省略	
附 則 省略		附 則 省略	
別表第1～別表第3 省略		別表第1～別表第3 省略	
別表第4(第2条関係)			
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律関係			
項	事務	単位	金額
1	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第7条第1項に規定する通知カードの再交付	1枚	500円
別表第5(第2条関係) 省略		別表第4(第2条関係) 省略	
別表第6(第2条関係) 省略		別表第5(第2条関係) 省略	
別表第7(第2条関係) 省略		別表第6(第2条関係) 省略	
別表第8(第2条関係) 省略		別表第7(第2条関係) 省略	
別表第9(第2条関係) 省略		別表第8(第2条関係) 省略	
別表第10(第2条関係) 省略		別表第9(第2条関係) 省略	
別表第11(第2条関係) 省略		別表第10(第2条関係) 省略	
別表第12(第2条関係) 省略		別表第11(第2条関係) 省略	
別表第13(第2条関係) 省略		別表第12(第2条関係) 省略	
別表第14(第2条関係) 省略		別表第13(第2条関係) 省略	
別表第15(第2条関係) 省略		別表第14(第2条関係) 省略	
別表第16(第2条関係) 省略		別表第15(第2条関係) 省略	
別表第17(第2条関係) 省略		別表第16(第2条関係) 省略	
別表第18(第2条関係) 省略		別表第17(第2条関係) 省略	

羽曳野市手数料条例 新旧対照表(第2条関係)

新				旧			
別表第2(第2条関係) 住民基本台帳法関係				別表第2(第2条関係) 住民基本台帳法関係			
項	事務	単位	金額	項	事務	単位	金額
1 ～ 4	省略			1 ～ 4	省略		
				5	<u>法第30条の44第1項 又は住民基本台帳法 施行令(昭和42年政 令第292号)第30条の 19第1項の規定に基 づく住民基本台帳カ ードの交付</u>	1枚	500円
				6	<u>住民基本台帳法施行 令第30条の18第1項 の規定に基づく住民 基本台帳カードの再 交付</u>	1枚	500円
別表第3 省略				別表第3 省略			
別表第4(第2条関係) 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律関係				別表第4(第2条関係) 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律関係			
項	事務	単位	金額	項	事務	単位	金額
1	行政手続における特 定の個人を識別する ための番号の利用等 に関する法律(平成 25年法律第27号。以 下この表において 「法」という。)第7 条第1項に規定する 通知カードの再交付	1枚	500円	1	行政手続における特 定の個人を識別する ための番号の利用等 に関する法律(平成 25年法律第27号)第7 条第1項に規定する 通知カードの再交付	1枚	500円
2	<u>法第2条第7項に規定 する個人番号カード の再交付</u>	1枚	800円				
以下省略				以下省略			